

令和 6 年 5 月 27 日
都市整備政策部都市デザイン課

風景づくり計画の改定に向けた検討の着手について

1 主旨

「風景づくり計画」は、区民の共有の財産である世田谷らしい風景を守り、育て、つくる「風景づくり」を推進するため、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、平成20年4月より運用を始めた。平成27年4月には、区民の風景づくり活動の充実や届出制度の拡大などにより、地域特性に合わせたよりきめ細かな風景づくりを進めるため、大幅な見直しを行い、運用している。

現行の「風景づくり計画」は、現在見直しに着手している都市整備方針の分野別計画に位置付けられており（別紙）、概ね10年としている計画期間が満了することから、このたび、上位計画との整合性や社会状況の変化への対応など、現計画の評価検証を踏まえ、計画改定に向けた検討を本年度より開始する。

2 これまでの経過（この10年間の経緯）

平成20年	4月	「風景づくり計画」策定運用開始（景観法による景観計画）
平成27年	4月	「風景づくり計画」見直し運用開始 ・計画の構成の見直し（考え方や推進体制の強化等） ・計画の期間の見直し ・風景特性、理念・方向性の明確化 ・届出に関する事項の見直し（区域、届出対象、基準）
令和	4年10月	風景づくり重点区域「奥沢1～3丁目等界わい形成地区」の指定に伴う「風景づくり計画」一部変更

3 現行の「風景づくり計画」の概要

風景づくりの理念「地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める 世田谷の風景づくり」を実現するため、主に以下の取組みを行っている。

- ・建設行為等の届出制度、屋外広告物の協議制度による風景づくりの誘導
- ・区民、事業者、区の協働による風景づくりの推進
（地域風景資産、風景づくり活動団体への支援、風景づくりの普及啓発など）

4 見直しの視点

現計画を評価検証し、主に以下の視点について見直しの検討を行う。

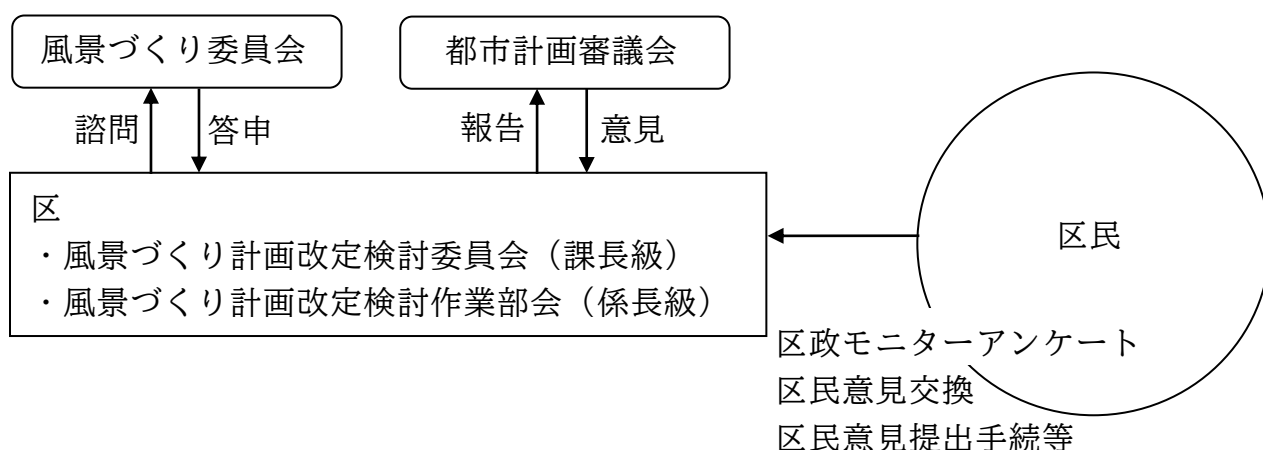
- ・上位計画等との整合
- ・地域特性を踏まえた建設行為等の届出制度及び屋外広告物の協議制度による誘導のさらなる充実
- ・公共施設による先導的な風景づくりの推進
- ・区民、民間団体等による風景づくりの推進
- ・近年の動向から重視すべき風景づくりの要素

5 見直しの進め方

風景づくり条例の調査審議機関である風景づくり委員会（区長諮問機関）に諮問する。見直し案は庁内の検討委員会及び作業部会において検討する。

景観法及び風景づくり条例に基づき、住民の意見を反映させるための措置として、区政モニターアンケート、区民意見交換、区民意見提出手続（パブリックコメント）等を実施しながら検討する。

景観計画に定める良好な景観の形成に関する内容は都市計画にも関係し、土地利用等に関する制限等を定めることとなることから、景観法に基づき、都市計画審議会の意見聴取を行う。



6 スケジュール（予定）

令和6年	5月	現計画の評価検証
	7月	区政モニターアンケート 風景づくり委員会諮問（以降適宜検討） 見直しの方向性の検討
	10月	見直しの骨子検討
令和7年	2月	都市整備常任委員会（骨子の報告） 見直しの骨子公表
	3月	区民意見交換
	4月	風景づくり計画改定（素案）検討
	6月	都市計画審議会意見聴取
	9月	都市整備常任委員会（素案の報告） 区民意見提出手続（パブリックコメント）等
	10月	風景づくり委員会答申（改定（案））
令和8年	2月	都市整備常任委員会（案の報告）
	3月	改定風景づくり計画の決定・公表
	4月	改定風景づくり計画の運用開始

風景づくり計画の位置づけ

